# 平成 30 年度 1歳児1年保育のご案内

1歳児1年保育は、現在、認可保育所や地域型保育事業(以下「保育園等」という。)の利用が保留となっている、 平成30年4月1日現在で1歳の児童について、保育園等の利用が決まるまでの間、最長で平成31年3月31日 まで保育を行うものです。

定額制の利用料、単年度の利用など、通常の保育園等とは利用条件が異なります。

また、申込方法等についても別に定めていますので、以下の内容をよくご確認のうえ、お申込みください。

# 実施概要

## 1 実施施設概要

施設名	住所	実施時間	電話番号(※)	定員
みらいく保谷園	下保谷4-13-24	7:00~18:00	042-439-3490	9人

# 2 対象児童

※平成30年4月1日新規開設の施設のため、開設前のお問い合わせは、044-820-6262にお願いします。

- 利用開始日において、次の要件を全て満たす方
- (1) 西東京市内に住所を有し、集団保育が可能な、平成30年4月1日において満1歳の児童(平成28年4月2日~平成29年4月1日生まれの児童。)
- (2) 保育園等の利用申込が有効であり、かつ、保育園等の利用が保留となっていること
- (3) 東京都認証保育所、定期的利用保育、企業主導型保育事業(以下「認証保育所等」という。)を利用していないこと

#### 3 利用可能期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(月単位の利用。利用開始日は各月1日。)

※翌年度の継続利用はできません。また、事業終了後の保育園等への入所を保証するものではありません。 ※保育園等及び認証保育所等への入所が決まった場合には、入所月の前月末日まで利用できます。

#### 4 実施日及び実施時間

月曜日~金曜日(祝日、12月29日~1月3日を除く)の7時00分~18時00分

# 5 利用料

- (1) 利用料は、利用区分に応じた月額定額制です(原則、給食費等必要な費用を含みます)。
- (2) 延長保育は行いません。交通機関の遅れ等でやむを得ず利用時間を超過して利用した場合は、超過料金をお支払いいただきます。
- (3) 利用料以外に必要な実費が生じる場合は、施設からお知らせします。

利用区分	利用時間(1日当たり)	月額利用料
短時間利用	9:00~17:00(8時間以内)	35,000 円
標準時間利用	7:00~18:00(8時間を超え、11 時間以内)	48,000 円
超過料金	利用時間毎に定められた利用時間を超過して利用した場合	300円(1時間当たり)

※利用料は、一時保育事業の利用料と、市内認証保育所の1歳児の利用料の平均から保護者助成額を控除した額などを踏まえて設定しています。

#### 6 保育内容

本体の保育園と同等の保育を、専用の保育室で提供します(職員配置・必要面積等の基準も同等です。)。

# 7 給食

本体の保育園と同様に、園で調理して提供します。除去食等のアレルギー対応につきましては、実施施設に直接お問い合わせください。

## 8 特別な配慮を要する児童の保育

病気、障害等により特別な配慮を要する児童の保育は行いません。

# 申込方法

## 1 必要書類、申込方法

- (1) 1歳児1年保育利用申込書に必要事項を記入の上、保育課にご提出ください(郵送可。締切日必着。)。 実施施設やその他の保育園等ではお受けできません。
- (2) 申込みに当たっては、保育園等の利用申込(支給認定申請書兼利用申込書の提出)を行い、その申込みが有効期間内であることが必要です。保育園等の利用申込をしていない方や、利用申込の有効期間(申込みをした年度内に限り有効)が満了している方については、選考の対象となりません。
- (3) 保育園等の利用申込がまだの方は、平成30年4月利用開始希望の場合は、平成30年2月23日まで、平成30年5月から平成31年2月までに利用開始希望の場合は、各月の保育園等の利用申込期日までに保育園等の利用申込を行ってください(1歳児1年保育との同時申込可能です。)。
- (4) 1歳児1年保育利用申込書は、平成 31 年2月利用開始分の選考まで有効です。平成 31 年3月利用 開始分の選考は行いません。
- (5) 申込み内容に変更があった場合は、保育所等の利用申込の変更手続きと併せて、1歳児1年保育の利用申込についても変更の手続きが必要となります。

# 2 各月の利用申込締切日

平成 30 年5月から平成 31 年2月までの利用開始分につきましては、各月の定員に空きがある場合のみ利用調整を行います。定員の空き状況は、市のホームページに掲載し、毎月更新します。

利用開始月	利用申込締切日		
平成 30 年 4 月	~ 平成 30 年 2 月 23 日(金)		
平成 30 年 5 月	平成 30 年 2 月 26 日(月) ~ 平成 30 年 4 月 10 日(火)		
平成 30 年 6 月	平成 30 年 4 月 11 日(水) ~ 平成 30 年 5 月 10 日(木)		
平成 30 年 7 月	平成 30 年 5 月 11 日(金) ~ 平成 30 年 6 月 8 日(金)		
平成 30 年 8 月	平成 30 年 6 月 11 日(月) ~ 平成 30 年 7 月 10 日(火)		
平成 30 年 9 月	平成 30 年 7 月 11 日(水) ~ 平成 30 年 8 月 10 日(金)		
平成 30 年 10 月	平成 30 年 8 月 13 日(月) ~ 平成 30 年 9 月 10 日(月)		
平成 30 年 11 月	平成 30 年 9 月 11 日(火) ~ 平成 30 年 10 月 10 日(水)		
平成 30 年 12 月	平成 30 年 10 月 11 日(木) ~ 平成 30 年 11 月 9 日(金)		
平成 31 年 1 月	平成 30 年 11 月 12 日(月) ~ 平成 30 年 12 月 10 日(月)		
平成 31 年 2 月	平成 30 年 12 月 11 日(火) ~ 平成 31 年 1 月 10 日(木)		

## 利用調整・利用開始までの流れ等

#### 1 利用調整

1歳児1年保育の利用調整は、保育所等の利用調整と同様の方法で行います(「保育所入所選考基準」に基づき保育の必要性を指数化し、順位(指数)の高い順に内定者を決定します。)。利用調整の結果、利用が内定した方については、保育課から電話で連絡します。

## 2 利用開始までの流れ

- (1) 実施施設から内定者に連絡し、面談の日程調整及び健康診断のご案内等を行います。
- (2) 利用開始日までに、面談及び健康診断を実施し、実施施設と利用契約を締結します。 ※利用開始日までに面談及び健康診断を受けない場合は、内定取り消しとなります。また、面接及び健康診断の結果、集団生活が困難と判断された場合は、利用することが出来ません。
- (3) 利用開始後しばらくの間は、慣らし保育を行うため、短い保育時間となります。

# 利用に関すること

#### 1 保育時間と利用区分

- (1) 保育時間は、決定した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。延長利用はできません。
- (2) 短時間利用の方が、利用区分に定める利用時間を越えて保育を必要とする場合は、利用区分の変更を してください(7:00~9:00 及び 17:00~18:00 の延長利用はできません。)。

#### 2 利用区分の変更

- (1) 利用区分を変更する場合は、変更する日の属する月の前月 20 日までに、所定の用紙によりお申し出ください。
- (2) 上記期限を経過後、短時間利用の方が、従前の利用区分を越えて保育を必要とする場合、利用区分を超えて保育を必要とする日を変更日として決定します。その場合、当該変更日の属する月から変更後の利用区分の利用料が適用されます。

#### 3 利用の辞退・中止

- (1) 利用開始前に利用を辞退する場合は、速やかに所定の用紙によりお申し出ください。
- (2) 利用開始後に利用を中止する場合は、中止しようとする月の前月の 20 日までに所定の用紙によりお申し出ください。
- (3) 月の途中で利用を中止する場合であっても、中止する日の属する月の利用料全額をお支払いいただきます。

## 4 利用料

- (1) 利用料は、毎月1日から末日までを単位とする月額制とし、各月の1日現在の利用区分に基づき適用されます。また、月額制のため、利用日数に関係なく(1日も利用がない場合を含む。)定額の利用料をお支払いいただきます。
- (2) 利用料は、直接実施施設にお支払いください。
- (3) 各月の利用料は、指定された期日までにお支払いください。
- (4) 利用料のほか、特別に費用が発生したときは、実費相当分の費用を求める場合があります。

#### 5 その他

- (1) 保育中に連絡が取れない、利用時間内に児童を引き取りに来られないなどの場合は、利用をお断りすることがあります。
- (2) その他、利用条件が履行されない場合は、利用をお断りすることがあります。
- (3) 自動車での送迎は禁止です。

## 利用開始後の手続きについて

下記の場合は、必要書類を期限までに提出してください。提出がない場合は、利用を解除します。

- (1) 育児休業中で申し込んだ場合(利用開始月の末日までに復職し、復職後速やかに提出。)
  - ① 支給認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届出(所定用紙)
  - ② 就労・就労予定・育児休業取得・復職証明書(所定用紙)による復職証明書
- (2) 求職活動を理由に申し込んだ場合(保育所等の利用開始日から90日を迎える月の末日までに提出。)
  - ① 支給認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届出(所定用紙)
  - ② 就労・就労予定・育児休業取得・復職証明書(所定用紙)による就労証明書
- (3) 就労内定の状態で申し込んだ場合(利用開始月の末日までに就労を開始し、就労開始後速やかに提出。)
  - ① 支給認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届出(所定用紙)
  - ② 就労・就労予定・育児休業取得・復職証明書(所定用紙)による就労証明
- その他、就労状況や家庭状況等が変更になった場合は、必要な書類をご提出ください。

# 注意事項

# ※お申込み前に必ずご確認ください。

- (1) 1歳児1年保育の利用は、利用終了後の保育園等への入園を保証するものではありません(保育園等の利用調整では、調整指数 10 番のみ適用されます。)。保育園等の利用申込みの際は、地域型保育事業を含め、複数の施設をご記入いただくことをおすすめします。
- (2) 1歳児1年保育の利用調整は、保育園等の利用調整後に行います。そのため、1歳児1年保育の利用調整に当たっては、保育園等の申込みにおけるきょうだいの組み合わせは考慮できません(保育園等の利用調整においても、1歳児1年保育の申込状況は考慮できません。)。
- (3) きょうだいが保育園等に入園できないため、利用開始月中に復職しなかった場合は、利用を解除します。

# お申込み・お問い合わせ先

〒188-8666 西東京市南町5-6-13 田無庁舎1階

①お申込みに関すること 子育て支援部保育課保育係 042-460-9842(直通)

②事業内容に関すること 子育て支援部保育課事業調整係 042-497-4926(直通)

受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日・年末年始を除く)